



平成 20 年 5 月 9 日

各 位

会社名 日清オイリオグループ株式会社
代表者名 取締役社長 大 込 一 男
(コード番号 2602 東証・大証第1部)
問合せ先 専務取締役 今 村 隆 郎
(TEL 03-3206-5032)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成20年6月26日開催予定の当社第136回定時株主総会に、下記のとおり定款の変更について付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第127条柱書に定義されるものをいいます）に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（会社法施行規則第127条第2号ロに定義されるものをいいます）の一つである「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針」（以下「買収防衛策」といいます）の導入及び買収防衛策所定の対抗措置の発動等に関して、株主の皆様が株主総会においてその意思を反映させることができるように、根拠規定を当社定款に設けるものであります。

また、会社法においては、取締役会設置会社は取締役会決議のみをもって新株予約権の無償割当てに関する事項を決定することが可能とされています（会社法第278条第3項本文）。しかしながら、当社取締役会は、買収防衛策の一環としての新株予約権無償割当てを行うにつきましても、取締役会決議のみをもって行う場合のほか、①株主総会決議により新株予約権無償割当てに関する事項を決定するか、又は、②株主総会で一定の条件を定め、当該条件に従って新株予約権無償割当てに関する事項を決定することを取締役に委任していただくこともあり得るものと考えております。そこで、会社法第278条第3項但書に基づき、新株予約権の無償割当てに関する事項の決定について、取締役会決議のみをもって行う場合のほか上記①及び②の方法によることが可能となるように、根拠規定を当社定款に設けるものであります。

なお、本定款変更決議は、当社の企業価値又は株主の皆様共同の利益を著しく毀損する買収に対する対抗措置の発動等法令上取締役会が有している権限の行使を制限するものではございません。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日 程

定款変更のための株主総会開催日	平成 20 年 6 月 26 日（予定）
定款変更の効力発生日	平成 20 年 6 月 26 日（予定）

以 上

定款変更の内容

(下線は変更部分)

現行定款	変更案
(新設)	<p><u>第7章 買収防衛策</u> <u>(買収防衛策の導入等)</u></p> <p><u>第39条 1. 当会社の株主総会においては、</u> <u>当会社の株式の大規模買付行為に関する対</u> <u>応方針 (以下「買収防衛策」という。) およ</u> <u>び買収防衛策所定の対抗措置の発動等に関</u> <u>する事項をその決議により定めることがで</u> <u>きる。</u></p> <p><u>2. 当会社は、株主に対する新株予約権無償</u> <u>割当てに関する事項について、取締役会の</u> <u>決議によるほか、株主総会の決議または株</u> <u>主総会の決議による委任に基づく取締役会</u> <u>の決議により決定することができる。</u></p>

以上